

中間貯蔵施設内の事故への 福島県・大熊町・双葉町の調査等の状況について

令和4年8月9日
福島県生活環境部
中間貯蔵・除染対策課

1 ミキサへの巻き込まれ事故に係る主な経緯

日 時	内 容
6/10 (金) 23:53頃	事故発生
6/11 (土) 6:00	J V が環境省へ第一報連絡
8:47	福島県が環境省からの事故速報を受信（職場 P C 及び職員携帯）※双葉町及び大熊町には職場 P C にのみ送信
6/12 (日)	福島県・双葉町・大熊町が現地調査 (スライド 3)
6/15 (水)	福島県・双葉町・大熊町が環境省に対し申入れ (スライド 4)
6/17 (金)	環境省が福島県に事故の詳細について説明
6/28 (火)	環境省が福島県に事故に関する再発防止対策について説明 (スライド 5)
7/4 (月)	福島県・双葉町・大熊町が現地調査により再発防止策の実施状況確認 (スライド 6)

2 福島県、双葉町及び大熊町による現地調査

1 調査概要

年月日 令和4年6月12日（日）
場所 双葉1工区受入・分別施設
実施者 福島県・大熊町・双葉町

確認事項	結果
事故時の作業体制	×※1
作業手順の遵守状況	×※1
事故発生時の連絡	×※2

※1 複数人作業であったが、機械稼働開始時に作業エリアから全員が退避しているか確認を行わなかった。また、施設管理者が作業員の退避状況を把握していなかった。

※2 施設管理者が環境省へ直ちに通報しなかったため、環境省から県・町への連絡が遅れた。また環境省からの連絡手段が適切でなかった。



状況確認時の様子

2 問題点

- ① **現場作業員**がガードフェンス内からの退避確認を手順書どおりに行わなかった。
- ② **施設管理者**による作業員の退避状況等を把握する体制が十分でなかった。また、事故発生後直ちに環境省に通報しなかった。
- ③ **環境省**による福島県、双葉町及び大熊町への通報が遅れ、かつ適切な方法で行われなかった。

3 環境省に対する申入れ概要

日時・場所等

年月日 令和4年6月15日（水）
場所 環境省福島地方環境事務所
申入者 福島県生活環境部長
大熊町長
双葉町長
相手方 環境省福島地方環境事務所長

※県生活環境部環境回復推進監兼次長から環境省福島地方環境事務所次長へ申し入れ。

内容

1 安全対策について

- 事故原因を徹底究明し、確実な再発防止対策を講じること。
また、その対策については他工区や同種の作業に水平展開を図るとともに、中間貯蔵施設事業全体について改めて安全対策の確認を行い、必要な措置を講じること
- 作業手順書を定期的に見直すとともに、その遵守状況を国自らが責任を持って確認すること。

2 事故時の通報について

- 委託事故発生時は「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定」及び「中間貯蔵施設に係る異常時における連絡要綱」に基づき、直ちに県、大熊町及び双葉町に適切な方法で通報すること。
- 事故等が発生した場合の受託事業者における情報共有手順の明確化とその徹底を図るとともに、委託監督員及び貴省への速やかな報告体制を確立すること。

4 ミキサ捲き込まれ事故に関する再発防止対策（6/28）

主な対策内容

1 作業体制について

- ミキサの点検窓開口時に機械が稼働しないよう「インターロック」を設置する。
- 操作室から、ミキサ内部の様子や作業員の退避状況を確認できるよう監視カメラを増設する。
- 作業員全員が無線（トランシーバー）を所持する。

2 作業手順について

- 清掃作業時は常時ブレーカーをOFFにし、J V職員が分電盤の施錠管理を行う。
- 清掃作業時に機械の稼働が必要な際は、J V職員が作業員の退避状況を確認した上で、J V職員立会のもとブレーカーの操作を行う。

3 作業員教育について

- 当該J Vの全作業員に対し、作業手順を周知するとともに安全教育を実施する。
- 他J Vと再発防止策を共有し水平展開を行う。

4 事故発生時の連絡について

- J Vから環境省への夜間・休日作業時の連絡体制を明確にする。
- 環境省から県、双葉町及び大熊町への緊急・重大事案発生時の事故報告について、メールによる連絡に加え、電話により直接連絡をとることとする。

5 福島県・双葉町・大熊町による再発防止策の実施状況確認

調査概要

年月日 令和4年7月4日（月）
場所 双葉1工区受入・分別施設
実施者 福島県・大熊町・双葉町

確認事項	結果
改質ミキサ内部を確認する監視カメラの増設	○
改質ミキサのインターロック設置	○
清掃作業手順の変更及び作業員への周知	○※1
緊急連絡網の変更	○※2

※1 J V職員が作業員の退避完了の目視確認を行うこと、退避時、作業員が個別に無線による名前点呼を行うこと、また、作業エリア入域時にはガードフェンスへの身分証掲示等を行う（J V職員が作業員の入域状況等を確認するため）よう手順を変更した。

※2 休日夜間時の施設管理者から環境省への緊急連絡について、連絡先を、当番→現場代理人→環境省担当者と明確化した。また、環境省から町・県への連絡について、メールによる連絡に加え直接電話連絡することとした。



監視カメラによる改質ミキサの確認状況



清掃作業の手順確認
(作業員による実演が行われている様子)